No. 87

2007年4月15日

EWS LETT

子どもの権利条約 ネットワーク

と部科学省が 「体罰」容認通知

子どもの人権侵害拡大の恐れ

喜多 明 人 (早稲田大学教授)

文部科学省は2月5日、学校教育法11条で禁止されている 教員の体罰に関する考え方をまとめて通知した。通知では、 「体罰に当たるか否かは客観的に判断する」ことを前提とし て、「一定の限度内での懲戒のための有形力(目に見える物 理的な力)の行使が許容される」という裁判例を盛り込んだ。 簡単に言えば、法で禁じられた体罰とは区別して学校、教員 の客観的な判断によって「許される体罰」があることを認め たものである。この通知は、昨年11月29日に公表された教 育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」を受けたものであ り、「学校は、問題を起こす子どもに対して、指導、懲戒の 基準を明確にし、毅然とした対応をとる」とあり、「毅然と した」権力的な対応としての「体罰」によって「教師の権威 づけ」をはかったものと理解される。

この通知は、盛り込んだ裁判例のレベル、すなわち1981 年「水戸5中体罰死事件」東京高裁判決―中学校体育教師の よる殴打・死亡事件)のレベルに時代を引きもどす効果を持 っているように思う。当時は、この判決が「愛のムチ判決」 として注目され、1980年代の「校内暴力」に対する権力的 対応として、体罰・管理教育の肯定ムードを助長し、体罰を 拡大させていくことになった。その後85年の人権擁護大会

で日弁連が学校における「子どもの人権」問題を提起してい くことになる。高裁判決で示された「客観的判断」は、現場 では、「信頼関係のない生徒には体罰を加えない。親から苦 情があるからし、「運動部員など信頼関係があれば大丈夫」と いう"現場的判断"となって体罰肯定時代(逆に「体罰」を しない教師に対しては「甘やかし」批判が加わる時代)に入 っていった。

いま、体罰は、体育系教員に加えて一般教員に広がってい る。「指導が入らない」「親に代わって躾ける」といった発想 で「苛立ち型の体罰」が横行している。教員のストレスが高 まるにつれて矛先が弱い生徒に向けられることが危惧され る。

なお、こうした動きは明らかに国際的潮流と逆行している。 「有形力が用いられ、かつ、どんなに軽いものであっても何 らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」は 体罰であり、権利侵害として保護されるべきであると国連の 提言(平野裕二訳、子どもの権利条約の監視機関である国 連・子どもの権利委員会「一般意見」2006年6月)をよく 噛み締めたいものである。

NEWSLETTER **CONTENTS** No.87

○文部科学省が「体罰」容認通知 /1

特集 子どもの居場所

- ○東京シューレ葛飾中学校が誕生 /2
- ○カリヨン子どもセンター活動 /3
- ○川崎市子ども夢パーク事業 /4

特集 子どもの権利をめぐる国際動向

- ○国連・子どもの権利委員会 少年司法一般的意見10号採択 /6
- ○「子どもに対する暴力」根絶に向けて-バンコクWS報告 /8

(特集) 自治体シンポ「子どもにやさしいまちづくり」

- ○地域の子どもを地域で支える /9
- ○山鹿市の子育て支援とまちづくり /9
- ○志免町子どもの権利条例とやさしいまちづくり /10

TOPICS

○子どもの権利条約フォーラム IN ながの /11

○子どもの権利条約ネットワークイベント

東京シューレ葛飾中学校が誕生

―フリースクールが創る学校

木村 砂織 (東京シューレ葛飾中学校)

約4年余りの準備期間を経て、2007年4月東京シューレ 葛飾中学校が開校する運びとなりました。

母体となった特定非営利活動法人東京シューレは、1985年から、学校に行かない、行けない子ども達の学ぶ権利、教育を受ける権利の保障のために、市民が創り出したフリースクールで、主として不登校の子どもの成長支援を行ってきました。現在、フリースクールの卒業生は、1000人を超え、通ってくる子ども達は約200名います。フリースクールに通う多くの子どもたちが、「フリースクールと出会って、本当の友達ができた」、「学校に行っていた頃、全く笑顔がなかったのが、今はいつも笑っているようになった」、「今の自分でいいんだ、と思えるようになった」等、肯定的に自分を捉えるようになっていく場面に出会います。

しかし、フリースクールにおける社会的な位置づけというものは、学校に比べて非常に低いものです。小中学校に関しては、実習用通学定期券が適応されるようになりましたが、高等部に関しては、通学定期は適応されません。今の制度では、定期券を適応されるのは、学校教育法が定める一条校のみとなっています。そのためフリースクールに通う子どもを持つ家庭にとっては、フリースクールの維持運営費は当然負担し、それに加え高額な交通費を負担せざるを得ない状況があります。

また、小中学生で、フリースクールに通っている場合、在籍校の先生からの、突然の家庭訪問・電話がけ、進級・卒業に際して、課題提出の要請がくるなど、子ども、またその家庭に対してのプレッシャーは相当です。いわゆる二重籍による問題です。私達は、フリースクールを制度的に認めてもらうよう、運動をしてきましたが、なかなかそのハードルは高いものでした。2002年、文部科学省が、学校に関する規制緩和の構造改革特区を発表しました。この特区制度を活用すれば、私達のような市民が学校をつくることが実現できるかもしれない。しかし、本当にそんなことが可能なのだろうか、と半信半疑でした。

まずは、東京シューレの中で、「特区による学校づくり」について、検討する委員会を立ち上げました。並行して、子 どものミーティングでも、「学校づくり」に関しての意見交 換をしていきました。シューレはフリースクール、ホームシューレ、シューレ大学といろいろな学ぶ場をつくってきたが、 学校だけは持っていない。シューレ学校、というのがあって もいいのでは。」という発言をしたお父さんがいました。ま

た、「シューレが学校になると、今までの子ども中心、というものがなくなってしまうのでは?」という懸念する意見もありました。大部分の子ども達は、「シューレそのものから、卒業資格がでる、というのが一番いい。」という意見でした。どんな学校にしたいか、ということはシューレの保護者を中心に「学校づくり委員会」、子ども達は「特区によるフリースクールの学校をつくる子ども評議会」(この長い名前は子ども達からの提案です)で話し合ってきました。不登校を経験した子ども、そしてその親、フリースクールのスタッフが、新しい学校、今までにない学校を考えていく、ということは、とても創造的で、画期的なプロジェクトだったと自負しています。

いろいろな課題を議論しつつ、場所探し、行政のパートナー探しも行いました。見つからないのではとも思いもしましたが、ようやく葛飾区にであい、同区から、校舎・校地・校庭を借り受けるめどが立ちました。

次の課題は、学校設置に関しての東京都からの認可です。申請書類も膨大です。日々のフリースクール、その他NPOの活動に加え、学校設立の準備は中々大変でした。とにかく、初めてのことだらけで、すべてが手探り、といった感じでした。

また、1年間の経常費を用意しなければならない、ということも条件としてだされ、これにも苦労しました。期日とされていた日のぎりぎりに、ようやく資金的にもめどがたち、2006年ようやく正式に学校法人設立、学校設置が東京都知事より認可されました。

今回の「学校づくり」東京シューレが20年以上活動する中で、もっとも大きな動きといえます。そして私達だけでは、到底実現することが出来なかった取り組みだった、と今しみじみ思っています。

ホームページ、新聞、テレビによる報道で、多くの方に知っていただき、激励の言葉をたくさんいただきました。「うちの子も不登校。遠くてとても通えないけれど、そういう学校を望んでいた。ぜひ頑張ってほしい。」「子ども中心の学校、というのがとてもいい。」「ぜひその学校で働きたい」という方からもお問い合わせいただきました。毎日のみなさんからの励ましのお電話や、お手紙、メールがどれほど励みになったかわかりません。そして、全国にこういった取り組みに共感してくださる方がいる、ということがうれしく、エネルギーをいただきました。多くの方の寄付、また図書、備品の寄贈、学校のお掃除、広報の協力等も大変ありがたかったです。

現在は、4月9日スタートに向け、準備をすすめています。 全学年あわせて初年度は定員80名、次年度からは定員120 名の小さな小さな学校ですが、これほど多くの人たちの思い のつもった学校は、そうはないと思っています。

場所、人さまざまな環境は整いました。あとは、そこにいる子ども達といかに創っていくか、ということが重要です。

知恵を出し合いながら、「創り続けていく学校」として、そして「子どもがつくる・子どもとつくる学校」という事を大切にやっていきたいと考えております。

引き続き多くの方々のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

特集 子どもの居場所

カリヨン子どもセンター活動の現場から

坪井 花梨 (NPO法人カリヨン子どもセンター事務局)

1 設立から早3年

「親とうまくいかなくて、もう家には帰りたくない・・・」 「泊まるところもお金もないんだ」

そんな相談が東京弁護士会子どもの人権救済センターの「子どもの人権110番」に寄せられます。虐待や家族崩壊、少年非行などの問題を抱え、福祉的支援だけではなく、弁護士らの法的支援を必要としている子どもが増えているのです。

帰る家がなく、友人の家を転々とした挙句、放浪してしまったり、野宿、援助交際、やがては犯罪の被害者や加害者になってしまったり・・・。安心してかくまってもらえる場所がないために、家庭の中での人権侵害にさらされ、心身ともにぼろぼろになっている子ども・・・・。あるいは、家族から見放されて非行に走り、少年審判を受けることになってしまった子どもがいます。その中には、もし受け入れ先があったなら、少年院送致にならずにすむという事件もあるのです。

「子どもたちが緊急に避難できるシェルターがほしい!」という願いは弁護士、市民や児童福祉関係者たちのそれぞれが持っていたものでした。この声に、多くの人、団体や企業からの協力(建物から備品、運営費から労働力に至るまで!)があり、夢の施設でしかなかった民間のシェルターは実現したのでした。2004年6月、NPO法人カリヨン子どもセンターが設立、子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」の開設です。

2 シェルター「カリヨン子どもの家」

シェルター「カリヨン子どもの家」に入居を希望する子どもは、まず子どもの人権救済センターの「子どもの人権110番」に相談をします。相談は子ども自身から、そして子どもから相談を受けた大人(学校の先生や、友達の親)のこともあります。電話相談には、直接弁護士が応対します。そして、その子どもが緊急避難を必要としている場合には、その相談を受けた弁護士が「子ども担当弁護士」(通称・子担)とし

て「子どもの家」への入居から、その後のアプローチのすべてで子どものパートナーとして活動していくことになります。子どもは、状況が許せばその日のうちに「子どもの家」に入居することができます。その際に、18才未満の子どもについては、東京都全児童相談所とカリヨンの間で交わされた協定に則って一時保護委託を受けます。カリヨンは法的根拠をもって、子どもを避難させることもできるのです。

「子どもの家」は4名定員ですが、開設から2007年4月 現在まで、たった1週間を除いて滞在する子どもが途絶えま せん。10歳から20歳まで、のべ75名の子どもたちがこの ホームに訪れました。都内からだけではなく、関東近県、遠 くは長野や九州から逃げてきた子どももいました。

「子どもの家」の場所は、シェルターの安全を守るために非公開です。ごく普通の一軒家で、スタッフが24時間体制で勤務し、子どもたちと一緒に生活しています。衣食住と人間関係の安全が保障された生活の中で、子どもたちは心身を休ませ、これまでの人間関係を見つめ直し、新しい生活への展望を拓いていきます。その間、子担やスタッフが子どもと相談し、児童相談所などと協力しながら、行く先を見つけるために動いていきます。親子関係を調整して家庭に戻る子、児童養護施設や自立援助ホームへ転居していく子など、行く先は様々です。

子どもたちの負っている傷は深く、これまで受けてきた心身への虐待、ネグレクトといった暴力に胸がつぶれるような思いがします。「私なんて生まれてこなければ良かったんだ」「大人なんて信じられます」「死にたい」と、もらす子どもたちにかける言葉がみつからないことも多く、スタッフは「私はあなたに生きていてほしいと願っている」と伝えるしかできないこともあります。2006年1月からは、希望する子どもは、全員が無料で心理カウンセラーのカウンセリングを受けられるようになりました。カリヨンの思いに賛同してくれたカウンセラーの方、支援してくださる企業のおかげです。「子どもの家」は、全て会員の会費と、支援者からの寄付に

よって運営されています。このシェルター事業は、多くの方たちの支援と思いやりに支えられています。

3 自立援助ホーム「カリョンとびらの家」 そして「カリョンタやけ荘」

シェルターでの生活の後に、家庭に戻る選択を望まない子 ども、または望むことができない子どもがいます。そうした 子どもの多くは、児童福祉法上の施設である「児童自立援助 ホーム」へ入居し、自立へのステップを踏んでいくことにな ります。

カリヨンでは開設当初から、シェルターと共にカリヨンの 理念の中で子どもたちを見守ることができる自立援助ホーム の必要性を感じていました。「子どもの家」で生まれた大人 への信頼感をそのままに、それからの自立に向かう生活へ送 り出してあげたい、という思いがありました。

そんなカリヨンはまたしても幸運が恵まれました。家屋と 資金の提供があり、経験豊かで心朗らかなスタッフが集められ、2005年4月に男の子の自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」が、2006年3月に女の子の自立援助ホーム「カリョンタやけ荘」を開設することができました。今日このときも、ホームでは子どもたちとスタッフの暮らしが営まれています。自立援助ホームでは、子どもたちは就労し、貯金をし、社会生活や簡単な家事を身につけます。スタッフは共に生活し、職場や人生の相談に乗っています。 子どもたちの就労への道は、決して楽なものではありません。まわりには学校へ行き、家族の中で生活している友人もいる年頃の子どもたちに、毎日働いて自立せよというのは厳しいことではあります。カリヨンのホームではひとりひとりを責任ある人間として接しています。日に日に心と身体が逞しく育っていく姿を一番近くで見て、また応援できることは、本当に幸せなことだと思います。

4 カリヨンからのメッセージ

カリヨンの合言葉は、「大丈夫。ひとりぼっちじゃないんだよ。一緒に考えよう」です。見捨てられ、ひとりぼっちになった子どもは、生きる勇気を失い、自暴自棄となって荒れます。たとえ短い期間であっても、一緒に悩み、考えてくれる人たちの存在を感じてほしいと願っています。そして自分は決してひとりぼっちではない、という確信を得て再び旅立ってもらいたい、私たちにはそれしかできないと思っていますし、共に生きるとはそういうことなのだろうと感じています。

同じような願いをもつ名古屋や横浜の弁護士や福祉関係者が、この4月にそれぞれシェルターを立ちあげました。名古屋は「子どもセンターパオ」、横浜は「てんぽ」です。カリヨンの鐘が各地に響いています。これからも、シェルター事業をとおして子どもの人権救済と自立支援を続けてまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

特集 子どもの居場所

川崎市子ども夢パーク事業

子どもの居場所と参加活動の拠点づくり

川崎市子どもの権利委員会は、2004年の第2期権利委員会発足時に川崎市長より諮問を受け、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」から実施要領を作成、これに基づいた所管課の自己評価・職員やスタッフとの対話・川崎市子ども会議の子どもたちや市民との対話を経て、2006年10月に「子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する検証結果について」(答申)を提出した。 *詳しくはhttp://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/18ibasyotousin/ibasyohyousi.htm

子どもの居場所と参加活動の拠点づくりという点で、特に川崎市子ども夢パークは、子どもの権利条例の趣旨を具現化した、子どもの多様なニーズを受けとめる総合的な居場所機能をもつ施設である。そこでは、子どもの居場所になるよう、貴重な取組がなされ、全国的にも注目されている。

そこで今号では、川崎市子どもの権利委員会の委員であり、川崎市子ども夢パーク所長でもある、NPO法人フリースペース たまりば代表の西野博之さんにインタビューし、子どもの居場所と参加拠点づくりについて語っていただく。

川崎市子ども夢パークの管理運営について

この施設が最終的に出来上がったときには、予算がなくて 市の職員をつけられなかったので、オープンから2年間は川 崎市が出資している生涯学習振興事業団に委託し、不登校の 子どもの居場所だけは事業団からの委託という形で、NPO法 人フリースペースたまりばが運営するという形態をとります。

次の年は教育委員会の直営。開設から4年目をむかえるとき、事業団は川崎市生涯学習財団に変わり、平成18年度から指定管理者制度が導入され、財団とNPO法人フリースペースたまりばが川崎市子ども夢パーク共同運営事業体として対等な立場で、市から管理運営を受託しています。代表団体は財団ですが、フリースペースたまりばから所長を出すということで、

子どもの権利の意義を守り、積極的に子どもの居場所をつくっていく体制をとっています。

総合的な居場所としての夢パーク

夢パーク開設から5年目を迎えようとしている現在、利用 のニーズは多岐にわたっています。例えば、当初予定してい たよりも乳幼児の親子の利用が増えてきている。孤立した子 育てではなく、プレーパークで泥んこ遊びをする子どもを見 守りながら、共に育つという場ができている。また、スタッ フが子どもの「ありのまま」と関わることで、虐待などの子 どもの痛みを受け止めることもあり、子どもの相談窓口的な 役割を果たしていたり、様々な障害のある人たちの利用が増 えたり、福祉的な機能も持っています。個性の尊重という点 では、外国籍の人たちが、自分のアイデンティティを大事に、 母国語の勉強会なども開いています。また、非行傾向にあっ て「ふつう」というところからはじき出されるやんちゃな子 どもたちも、居場所を求めてここにくる。不登校児童の居場 所としても、フリースペースえんとプレーパークが連動して、 日本でもめずらしい公設民営型のフリースペースとして、活 動の幅が大きく広がっています。子ども参加という点でも、 「自分たちでロックフェスティバルやりたいよ」という声が あがり、最寄の久地駅から名前をとって「くじロック」を年 3回開催しています。「子ども会議に入ってください」といっ ても子どもの参加はなかなかすすまないけれど、フェスティ バルをつくろうというときの彼らのエネルギーはすごい。自 分たちで、企画から準備、当日の運営までを自ら工夫し、や り遂げていく。子どもの参加・参画というものは、子どもた ちが面白いと思えることができる仕組みさえ保障していけ ば、自分たちで実現していくということです。そうして中高 校生利用も増え、音楽スタジオ利用者は年間に7000人近い。 また、利用者懇談会「夢パークをつくり続ける会」がうまれ、 子育て、遊び場、外国人支援、療育の様々なネットワークの 人々が関わり、語り合っています。こうして、どんどん活動 が多岐にわたって、そしてどんどん利用者がつくっています。 夢パークは総合的な居場所であり、現在これだけの機能をも っている施設はないでしょう。

夢パークが目指しているのは、川崎市子どもの権利条例の27条「子ども居場所」の「子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所が大切である」ということの実現です。人とちょっと違っていいじゃない、他者から求められる私にならなくていい、できないこともあるよねと受け入れられて、そして挑戦もできる。この夢パークの中では、"評価のものさし"はなく、「いのち」を中心においています。「生きているだけで祝福される」「その人のままでいい」という関係性、場づくりをしてきている。様々な人たちが出会い「ありのまま」で受容され、そして失敗してもいいから安心して挑戦できる。そうした中で自己肯定感が育まれる。そういうことが総合性といえるでしょう。

居場所づくりの条件

子どもの居場所とは、器というよりも、究極は人です。た

だ人がいればいいということではない。居場所を生み出すようなまなざしが大事なんです。管理的もしくは評価的な目線では、子どもの居場所にならない。子どもの発信をおもしろがれたり、子どもの声や、声にならない気持ちをも受け止めようとする、子どもの生命を最大に尊重するまなざしを持っている人がいて、はじめて居場所は成立するんですね。居場所づくりのためには、そういうまなざしを持った人を育てるということはすごく大事なことです。そして、そういう人は大事にされなければいけない。スタッフが継続的に関われて、子どもの居場所を生み出すまなざしをもった人材が確保されることが大切です。子どもたちが、つらいことがあっても「あの人がいるから」と安心してここに帰ってこれる・・・それが居場所でしょう。

また、子ども夢パークの理念である「子どもの自由な発想で遊び、学び、つくり続ける」ためには、きちんと予算を組んで「つくり続ける」ことを保障していかなければなりません。子どもがトータルに、安心していろんなことに取り組んでいかれる場所をつくっていくには、簡単にポシャってはいけない。子どもの居場所の理念を継承し、ミッションを継続させて、人を育て、物的にも財政的な条件を整備していかなければならないのです。

現在の課題について

フリースペースえんのスタッフ以外の夢パークのスタッフ は、生涯学習財団で雇用しています。川崎市が100%出資し ている財団は、市の仕組みに準じていて、非常勤嘱託員であ るスタッフたちは、単年度契約で、更新は5年を限度として います。これが、今大きな問題となっています。1年毎の契 約で経済的に保障されない状況では、若い人たちも育ちにく い。また、当初から一緒に居場所づくりをしてきたプレーリ ーダーや事務局スタッフは5年目をむかえ、あと1年で退職 しなければならない。つまり、必要な人材を放出させてしま う仕組みなんですね。スタッフが継続して働けるようにする には、現在の仕組みは適さないことを、今まで一貫して指摘 してきました。にもかかわらず、行政や財団はきちんとした メスを入れない。私たちはせめて、全部の職員をNPO法人 たまりばの雇用にすることで、5年限度のしばりで人材を放 出することを避けるとともに、スタッフがモチベーションを 下げずに働けるように、法人がどこかからお金を稼いででも 給与設定を改善したいと提案していますが、行政や財団は、 子どもの居場所にとってどういう人が必要なのかということ よりも、別の論理が優先されて、仕組みを変えようとしない。 居場所をつくるときには本当に人材が必要です。スタッフを 継続的に雇用できる、若い人たちも意欲を持って継続して働 き続けられるような仕組みをつくるべきです。

また、財政的な課題もあります。開設以来、予算がついていかない。指定管理になってからは、川崎市から5年間価格据え置きを申し渡され、予算要求が十分に通らない。だから現在、部屋になるはずだったところに壁がつかないなどの状況が、何箇所もある。つくり続ける施設なのに、それが保障されないのです。

夢パークは計画当初から、子ども参加、市民参加で行政と 協働してつくってきました。川崎市との協働については、行 政に細かく管理される施設と違い、比較的自由度の高い一方、理念を継承することの難しさがあります。担当者間の引継ぎもほとんどなされないし、丸投げという感もあります。「子どもの居場所づくり」という理念は継承されなければならない。行政は「子どもの居場所づくり」「つくり続ける施設」ということにシバリをもって、その実現のために「人・物・

金」をきちんと付けていかなければならない。そして、私たち市民がその理念を踏まえ続けて、行政に訴え、関わり続けていかなければ、理念は継承されていかないでしょう。またNPOとして、行政に要求しながらも、自主財源を確保するなど、今後も子どもの居場所をつくり続けていく覚悟を決めていく必要があります。

特集 子どもの権利をめぐる国際動向

国連・子どもの権利委員会

少年司法に関する一般的意見10号を採択

―ここでも求められる「権利基盤アプローチ」

平野 裕二 (ARC代表)

国連・子どもの権利委員会は、2月2日(第44会期)、「少年司法における子どもの権利」に関する一般的意見10号を採択した(以下、()内の数字は未編集版のパラグラフ番号)。

少年司法についてはすでに、少年司法の運営に関する国連 最低基準規則(北京規則)、少年非行の防止のための国連指 針(リャド・ガイドライン)、自由を奪われた少年の保護に 関する国連指針(ハバナ規則)などのさまざまな国際文書が 採択されている(これらの文書については国連ウィーン事務 所著「少年司法における子どもの権利」現代人文社・2001 年参照)。今回の一般的意見は、これらの文書を踏まえつつ、 少年非行・犯罪に対する「権利基盤アプローチ」のあり方を 詳細に展開したものである。

包括的政策の必要性

一般的意見10号は、(1)はじめに、(2)この一般的意見の目的、(3)少年司法——包括的政策の主導的原則、(4)少年司法——包括的政策の中核的要素、(5)少年司法の組織、(6)意識啓発・訓練、(7)データ収集・評価・調査研究という7部構成をとっている。

(3)や(4)の見出しからもわかるように、委員会がとくに強調しているのは少年司法に関する「包括的政策」の必要性である。とりわけ、少年非行の防止、手続的権利の保障、ダイバージョン(正式な司法手続によらない少年への対応)の活用、自由の剥奪の抑制といった分野で十分な対応がとられていない国が多いことに、懸念が表明されている。

したがって、少年司法に関する包括的政策には、(a)少年 非行の防止、(b)介入/ダイバージョン、(c)刑事責任年齢・ 少年手続適用年齢、(d)公正な審判のための保障、(e)処分、 (f)自由の剥奪に関する適切な対応が「中核的要素」として盛 り込まれなければならない。このうち(c)については、刑事 責任年齢は最低でも12歳以上にすべきであり(ただし12歳への引下げを認めるものではない)、また18歳未満の者は例外なく少年司法手続の対象とするべきであるとの見解が打ち出されている〔16-17・21〕。

また、包括的政策の「主導的原則」には、条約の4つの一般原則(差別の禁止/子どもの最善の利益/生命・生存・発達に対する権利/子どもの意見の尊重)に加え、「子どもの尊厳」が挙げられている〔4(e)〕。これは、罪を問われた子どもの尊厳を尊重・保護するために、主として条約40条1項を踏まえ、(a)尊厳・価値についての子どもの意識に合致した取扱い、(b)子どもによる人権・基本的自由の尊重を強化する取扱い、(c)「子どもの年齢を考慮に入れた、かつ、子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことを促進する取扱い」、(d)子どもの取扱いにおけるあらゆる形態の暴力の禁止・防止を求めるものである。

求められる冷静な議論

さらに、少年非行・犯罪について考えるにあたっては、条約の直接の関連条項である40条(少年司法)と37条(自由を奪われた子どもの適正な取扱い)だけを参照すればよいというものではない。上述の一般原則はもちろんのこと、39条(被害からの回復と社会的再統合)も、罪を犯す少年はある意味で社会の被害者であるとの観点から、委員会によってしばしば関連条文のひとつに挙げられてきた。

また、29条1項の教育目的条項は少年司法における子どもへの対応にも適用されるべき規定であるし〔4(e)・5〕、少年非行の防止の観点からは、十分な生活水準、健康・教育、あらゆる形態の暴力・搾取からの保護等の権利を保障することによる環境整備も重要である〔5〕。

親に対しても、18条 (親の第一義的責任) や27条 (生活

水準)を踏まえ、「否定的状況の防止に焦点を当てるのみならず、むしろ親の社会的可能性の促進にいっそうの焦点を当てた」〔8〕、言い換えれば親のエンパワーメントの視点に立った援助を提供していく必要がある。

このような包括的視点は、子どもの意見表明・参加〔9・32〕とともに、少年非行・犯罪に対する権利基盤アプローチの欠かせない要素である。

他方、罪を犯した少年の権利と少年犯罪被害者・遺族の権利との調和をどのように図るかという視点は、今回の一般的意見では著しく欠落している。いわゆる修復的司法にもいくつかの箇所で言及されているが、[2・4(b)・13]、抽象論の域を出るものではない。安全に対する権利や犯罪被害者・遺族の権利も踏まえた形で少年司法のあり方を考えていくことは、委員会にとっても各国の少年司法関係者にとっても大きな課題である。

いずれにせよ、そのためには事実にもとづく冷静な議論が 要求される。委員会の次のような指摘は日本にそのまま当て はまるものである。

「罪を犯した子どもはメディアで否定的な取り上げ方をされることが多く、これがこうした子どもたちに対する、そして子どもたち一般に対する差別的かつ否定的なステレオタイプの形成を助長している。罪を犯した子どもを否定的に取り上げ、または犯罪者扱いすることは、しばしば少年非行の原因に関する誤った提示のしかたおよび(または)誤解にもとづいており、かつ、より厳しいアプローチ……を求める声に帰結するのが常である」〔32〕

締約国は、こうした報道に乗じたりそれを直接間接に煽ったりするのではなく、「少年非行の根本的原因およびこの社会問題〔に対する〕権利基盤アプローチに関して理解を深めるための積極的環境を創り出す」ことを目的としたキャンペーンを進めなければならない〔32〕。

しかし日本では、▶虞犯(ぐはん)の疑いがある少年や14歳未満の触法少年に関わる警察の調査権限の拡大(なお今回の一般的意見ではむしろ虞犯の廃止が勧告されている)、▶14歳未満の少年の少年院送致などを柱とする少年法再「改正」案の審議が進められている。

そこでは、権利基盤アプローチはおろか、子どもの権利委員会の2度に及ぶ勧告(1998年・2004年)さえまったく考慮されていない。今回の一般的意見も踏まえ、議論の根本的な仕切り直しを図ることが必要である。

【国連・子どもの権利委員会、新たな構成に】

2月21日、ニューヨークで開催された第11回子どもの権利条約締約国会議で国連・子どもの権利委員会の委員選挙が行なわれた。

今回改選の対象になったのは、2007年2月に任期が終了する委員9名。このうち、アンダーソン(ジャマイカ)、ウェドラーゴ(ブルキナファソ)、ドゥック(オランダ)の各委員は立候補せず、リウスキ委員(アルゼンチン)の立候補も撤回された。ウェドラーゴ氏は1997年から委員を務め、日本の報告審査に2回とも関与したもっとも古株の委員だったが、今回で委員会を去ることになった。

選挙の結果、フィラーリ(アルジェリア)、ハタブ(エジ

プト)、コトラーネ(チュニジア)、クラップマン(ドイツ)、 オルティス(パラグアイ)の各委員が再選され、かつて委員 を務めたシッタレラ氏(イタリア)も復活。新たに、歴史 学・国際関係等が専門のアイドゥー氏(ガーナ)、児童福祉 が専門のヘルツォグ氏(ハンガリー)、精神科医のプーラス 氏(リトアニア)が選出された。

これに、2011年2月に任期切れを迎えるアルーターニ (カタール)、李(韓国)、シディキ (バングラデシュ)、アルーフ (ケニア)、ポラー (ウガンダ)、パーフィット (カナダ)、スミス (ノルウェー)、ブコビッチーサホビッチ (セルビア)、ツェルマッタン (スイス) の各委員を加えた18名で、今後の2年間、委員会は活動を続けていくことになる。

新たな委員会は男女半々の構成で、職業的・学問的背景の 面からも幅が広かった。とくに精神科医のプーラス氏が加わ ったことで、思春期の子どもの精神的健康に関わる審査に厚 みが出ることが期待されよう。

だが、アフリカ・ヨーロッパ偏重の傾向は依然として変わらず、とくにラテンアメリカ出身の委員がオルティス委員ひとりしかいなくなったことで、地域的・言語的不均衡の問題が復活した。また、議長として強力なリーダーシップを発揮してきたドゥック氏が委員会を去ったことも、今後の審査・運営に影響を及ぼす可能性がある。



「子どもに対する暴力」の根絶に向けて

東南アジア・太平洋地域のNGOが地域会合で議論

平野 裕二(運営委員)

3月19~23日にかけて、セーブ・ザ・チルドレン(以下「SC」)の主催により、「子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究」(以下「国連研究」)のフォローアップのための地域ワークショップがバンコク(タイ)で開催された。

同国連研究は、国連・子どもの権利委員会の要請を受けて、 国連事務総長から研究担当者に任命されたパウロ・セルジオ・ピネイロ氏(ブラジル)によっておよそ3年の期間をかけて進められてきたものである。最終報告書は昨年8月に国連文書として刊行され(チャイルド・フレンドリー版および詳細な書籍版もあわせて出版されている)、10月に国連総会への報告が行なわれた。

今回の地域ワークショップは、SCスウェーデンの東南アジア・太平洋地域事務所が中心となり、国連研究のフォローアップのために関係12か国のパートナー団体が参加して開催されたものである。カンボジア、フィジー、日本、韓国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、タイ、ベトナムから、各国のSC関係者を中心とする参加があった(インドネシアは個人的事情によりキャンセル)。日本からは、SCジャパンの招請により、NCRCから派遣された筆者も含めて計4名が出席した。

フォローアップの最優先課題として挙げられたのは、家庭・学校・施設等のあらゆる場所で子どもに対する体罰を全面的に禁止することである。これは国連・子どもの権利委員会がかねてから各国に勧告していたことであり、昨年6月には一般的意見8号(体罰等から保護される子どもの権利)として委員会の見解が体系的にまとめられている(本誌84号参照)。国連研究も、12の全般的勧告の2番目に「子どもに対するあらゆる暴力を禁止すること」を挙げ、「あらゆる場におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力を禁止する」よう各国に促した。

いまのところ、子どもに対する体罰を法律で全面禁止したのは世界で17か国にすぎない。本誌84号で挙げた15か国に加え、2006年にはギリシアが、そして今年3月6日にはオランダが全面禁止を達成した(他に、1996年にはイタリア最高裁が子どもに対するあらゆる体罰の違法を宣言したが、まだ法律には反映されていない)。しかし、イスラエルを除けばいずれもヨーロッパの国々で、東南アジア・太平洋地域には1か国も例がないのが現状である。

今回のワークショップでも指摘されたように、体罰の全面 禁止を達成することは子どもの平等な地位を確保することに つながる。それは子ども観の転換をもたらすことであり、より極端な形態の搾取・虐待への対応も容易にするはずである。

このような観点から、今回のワークショップでは、ニュージーランド刑法(矯正の一環として行なわれる合理的な有形力の行使を認めている)の改正に向けた取り組みの経緯などが報告された。また、1979年に世界で最初に体罰の全面禁止を達成したスウェーデンでは、▶体罰支持率が50%以上(1965年)から11%(1994年)へと急減し、体罰を経験した子ども・若者の割合も同じように劇的に減少した、▶少年犯罪も減少しており、体罰の禁止が規律の崩壊につながるという主張には根拠がない、などの調査結果が出ていることも明らかにされた。

同時に、体罰を用いない積極的なしつけ(positive discipline)をどのように広めていくか、子どもに対する暴力をなくすための取り組みに男性・男子をどのように巻き込んでいくかといった点についても議論された。子どもを暴力から保護するための実効的な国内機関の必要性、チャイルド・ヘルプラインのような相談機関の有用性についても情報が共有された。

体罰の全面禁止という国内的対応とは別に、SC国際連盟が当面の重要課題として位置づけているのは、国連研究で勧告された「子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表」の任命について国連総会の同意を得ることである。「武力紛争と子ども」や「女性に対する暴力」については特別代表ないし特別報告者が任命されており、成果を挙げている。今年の国連総会は、子どもに対する暴力・搾取等の問題を4大課題のひとつに挙げた国連子ども特別総会(2002年)開催5周年にもあたり、国際社会がこの問題を一致して重視することが求められる。

◆国連関係文書の日本語訳は筆者のウェブサイト(http://homepage2.nifty.com/childrights/)を、各国の体罰関連法令の状況についてはGlobal Initiative to End All Corporal Punishment of Childrenのウェブサイト(http://www.endcorporalpunishment.org/)を参照。

フローラムin 《自むらから

地域の子どもを地域で支える

森田 明美 (東洋大学)

子ども参加を具体化することは、かなり難しい。単なる参加を量的に実現するということだけであるなら、それほど工夫をしなくても、子どもを集めることはできる。だが、そのことによって、子ども自身がどのように育っていくのかという支援によって子ども自身の力がどのようについていくのかということを意識した取り組みを実現し、その価値を明らかにしよう、明らかにしたいならばその方法は違ってくる。

次世代育成支援行動計画が各自治体で進行するなかで、自 治体での取り組みの違いがはっきりしてきた。子どもの権利 実現に向かう自治体と、子育て支援事業からなかなか抜け出 られない自治体である。子育て支援については少子化が進行 する中で、国の働きかけに乗りながら、基礎自治体でも多様 な取り組みが始まっていると感じられる。だが、その事業は なかなか、子育ての共同化につながらず、個々の子育て家庭 の希望を満たすことにとどまっており、その援助が果たして 自分たちの家庭の子育てをつなぎ自分たちの望む子育てをす る力をつけることにつながっているか、単に子育てを代わっ ているに過ぎないのかその評価が求められる段階にきている ことも確かである。しかもそうした子育て支援の積み上げが、 子どもの育ちへの支援につながっているのかというと、多く の自治体では子育て支援だけでとどまっているのが現状であ る。次世代育成支援行動計画というのは、その視点として子 どもが地域で育つこと、しかも私たちはその中で子どもの権 利の視点を貫くことが必要であると考え、計画に入れ込むこ と、そして実現することを目指してきた。

だが、計画が完成して2年目を迎えるなかで、自治体差が顕著になってきた。そして、その差がなぜ出来てきたのかということも少しずつわかってきた。

計画に子ども支援が書き込まれていないと、それを推進する根拠がない。もし仮に書かれていたとしても、行政組織と

してその事業の担当者がいないと実現にはたどり着けない。だから、近年行政組織として「子ども部」「子ども未来課」など、子ども行政を専門に担当する行政部署ができたことは、頼もしい限りである。ただ、これまでの児童福祉は施設運営と給付を中心とした行政であり、子ども支援事業は作られてこなかったがゆえに、この部署をたとえ作ったとしても、担当する事業はないことが多い。すると、担当事業がないから、課や担当者は不要ということになりかねない。また、子ども支援は都道府県行政である学校教育に依存してきたがゆえに、基礎自治体では学齢期以降の子ども支援事業はたとえ、放課後や休暇への支援であっても、学校が考えるか、あるいは家庭で対応することであり、自治体が考える必要すらないと思われてきたともいえる。

だが、子どもの育ちを家庭や、学校で支えることにはっきり限界が見えてくると、どのように地域で子どもの育ちを支えるのかという提起が続くことになる。

国連が提唱する「子どもの権利基盤型アプローチ」を地域 で進める必要が発生しているが、それはたやすいことではな い。

地域で子どもや保護者主体の活動を展開するためには、当事者参加、市民参加によって、提供者の枠に合う人だけを支援する施設で迎える事業から、家庭や問題をかかえる人々のところに出向いていって支援することが重要になっている。また、そうした支援事業が子どもや子育て支援者にとってさらに身近なところで展開できるように「生活圏」を意識した距離地域の設定が重要になる。

こうした、子ども支援事業が地域の子どもや保護者、それを支える市民たちの活動とつながったときに子どもの権利基盤が地域に広がり、誰も暮らしやすい地域社会が出来上がっていくと思う。

山鹿市の子育て支援とまちづくり

古 江 律代 (山鹿市子育て支援課)

山鹿市は、平成17年1月15日に1市4町が合併し、人口約6万人の市となりました。子どもの数は年々減少し、昨年の出生数は426人21年度は400人を切る見込みです。

今日まで、子どもの健全育成、そして、子育て家庭への支援に係る様々な事業を展開し、その中で、子ども憲章を策定し、子どもを一市民として位置付けてきました。16年に策

定した次世代育成支援行動計画は、0歳から20歳に達するまでとし、その中で、「子どもを育てることは未来を育てること」、「子どもは社会の宝」と位置付け、子どもや子育てを軸として「顔の見える」心が通い合い、響きあう人間関係を作り出していくことを大切にしています。そして、まちのいたるところで、育ちあい、育てあい、支えあうの3つの愛をしっかり育んでいきたいと思います。

課題として、子どもの居場所、情報提供、地域の子育て力の強化、環境の整備があがっていますが、具体的な取り組みとして、17年度の取り組みの中から2つ報告します。

1. 保育園・幼稚園及び小学校との連携

「行動計画」の中に就学前振興プログラムを盛り込み、「人権を大切にする心を育てる」取組みを保育園・幼稚園・小学校が連携して進めることを位置付け、取組にあたっては2箇所のモデル校区を設けました。専門部会を設け、遊びは、交流活動。くらしは、家庭生活のあり方の啓発、学びは、5つの連携カリキュラムを作成し進めています。中核に家庭を置き滑らかに繋ぐことが段差を解消するものと考え、互いが同じ方向性を見定めながら共に手を取り合って子ども達を育成し

ようと進めています。

2. 高校生保育ボランティア研修

参加した次代の親である高校生は、受容、傾聴、共感そのことに心がけ、自分をそのことから見つめ学ぶなど、この時期の子ども達の素直さと浸透していく様を見たように思います。この情報化社会の中で子ども達にどんな情報を入れなければいけないのか、そして、自信をつけていく様子を見て、認め励ますことの大きさを改めて実感しました。

就学前からの育ちを小学校へ、そして次代の親(中·高校生)へと繋いでいくその取組みは山鹿市が目指す、0歳から20歳までを見通したつなぎ、そして、親、地域、まちづくりへと繋がっていくことを意味します。

今年度、地域の子育て力の強化で、各地域ごとに講習会を 実施しています。地域の中で子どもを繋ぐ取り組みは、一つ 一つが繋がれば大きな力となり、自信と誇りを持って、歩ん でいくことになります。そして、合併したことを契機と捉え、 子どもを中心に据えた子ども憲章の見直しと取組を更に一歩 進めていきたいと思います。

志免町子どもの権利条例と やさしいまちづくり

百田 英子(志免町教育相談室)

福岡空港の北側の丘を越えた、面積僅か8.7平方キロメートルの志免町は、ボタ山と竪坑のある、福岡市に隣接した人口42.000人余りの町である。小中学校の児童生徒数は、平成18年5月現在3700人余りで、平成15年以降、急激に人口が増加しており、人口密度は、毎年、県内でも1、2の数値を示している状況である。大型集合住宅の建設は今も続いているが、反面、経済的には厳しい家庭の状況も感じられる。

平成13年の議会での質問をきっかけに、庁舎内係長会での審議の後、平成14年2月庁舎内「子どもの権利条例プロジェクト会議」が発足した。その後、子どもの権利に関する実態の把握を経て、平成16年7月、「志免町子どもの権利条例制定委員会」のスタートとなった。子どもの権利条例制定委員会のメンバーは、総勢19人、識見を有するもの、関係団体及び町民を代表するもの(公募2名)、教育関係者というおおきな枠組で構成されていた。同時に志免町役場内にも庁舎内策定委員会が発足し、主管課である子育て課の他に、学校教育課、教育相談室、社会教育課、福祉課、総務課の職員が「子どもの権利条例制定委員会」の動きに合わせて、会議を重ねてきた。

子どもの権利条例制定委員会の約2年間にわたる協議の中でも、子どもの権利についての意識には個人差があり、なかなか埋められなかったことも現実であるが、委員会の度に、様々な研修や論議を行いながら、平成18年9月、町長への答申を終えた。その後、同年12月議会で承認され、平成19年

4月の施行が決定した。平成19年3月現在、権利救済委員の 承認や権利相談員の選定の最中で、いよいよ、施行に向けて カウントダウンの時期となっている。

「志免町子どもの権利条例」の特徴は、なんと言っても「権利救済機関並びに権利相談員」を第三者機関として設置したことである。子どもの権利条例の制定はしても、現実には子どもを救済する機関の設置そのものが困難な場合も多い。しかし、最も重要で、しかも大きな特徴といえる救済機関を実現しなくては、絵に描いた餅で終わってしまうことを危惧して、庁舎内策定委員会も大いに意見を述べた経緯があった。それは、虐待を疑いたくなるような環境におかれた子ども達の現実や、問題行動、全国的には減少したといわれるものの、なかなか減らない不登校の数など、子どもを取り巻く環境が一向に変化しないことを受け、子どもの状況を何とか変えたい、という子どもの権利条例制定委員の気持ちの表れに他ならない。

2番目の特徴として、志免町子どもの権利条例では、「子どもの居場所」の確保を謳っている。子ども達が、安心して自分らしくいられる場所を確保し、設置することによって、子ども達が将来への希望を見つけたり、たくさんの大人と出会い、様々な経験をすることで、自己肯定感を獲得できるのではないか、と期待している。子どもの問題は、大人の側の子どもへの興味関心を高めることによって、改善の一歩が始まり、それが大人と子どもの関係の修復、そして引いては子ど

も同士の安定した関係つくりにつながると信じてやまない。

3番目の特徴は、「権利委員会」を置くことで権利条例そのもののチェック機能を持たせたことである。権利委員会は、子どもの権利の保障が十分になされるように、救済機関や居場所つくりをはじめとする施策の状況を把握し、今後、子どもの状況を含め、救済機能や条例のあり方そのものに関しても見直しをしながら、町に提言していくことになる。

平成18年12月の町議会で承認されて以降、庁舎内の策定

委員会は、志免町子どもの権利推進委員会としてその役割を移行させ、総合条例としての各課の役割の確認をしながら、 具体的に、19年度の町の行事と「子どもの権利条例」の関わりや、町民に広報するための手段の検討、条例に関する規則の整備と慌しく準備を進めているところである。多くの課題を抱えたスタートではあるが、常に子どもの最善の利益を求め、子どもと大人の信頼関係が再構築できることで、「子どもにやさしい町づくり」が実現できると確信している。

TOPICS

子どもの指刺条約フォーラム 2007 in ながの、始動!

宮澤 節子(準備委員会事務局)

2007年の「子どもの権利条約フォーラム」を長野県諏訪で開催します。昨年の11月準備会を立ち上げ、現在4月27日の実行委員会に向け緩やかに進んでいます。

フォーラム開催のいきさつは、昨年の7月16日、文科省の事業で取り組んだ「子どもにやさしいまちづくり」の第1回目の講演で、喜多明人先生を講師にお招きした時のことでした。喜多先生を講師としてお呼びするきっかけになったのは、先生がお書きになった新聞のコラムでした。書かれていた内容は、ある親からの事柄でした。「・・・子育てに悩んですべてを背追い込んで苦しい思いをしていた時、子どもの権利条約と出会ったんです。むずかしいことはわからないけれど、もっと子どもを信頼していい。任せていいんだ。ひとりで子育てを背負わないで子どもと共に育ちあっていければいい、そう感じたときに、すーと肩の荷が下がり、とても楽に子育てに望むことができた。そんな子どもとの向き合い方を権利条約が教えてくれたんですよ・・・」そして、先生は「この条約は、子どもの権利が尊重され、自らの意志でいきいきと成長していく子育ちの大切さ、これを支える取り組みを明ら

かにし、子どもたちが元気に過ごすことができるまちの実現を目的とします。」こんな内容でした。胸にずっしりくる物がありました。「子どもの権利条約」が今、私たちに必要だと思いました。講演終了後、先生とスタッフ、チャイルドラインの運営委員など、皆でお茶を飲みながら話をしていました。その時、先生が「来年、長野でフォーラムをやりませんか?」とおしゃいました。その場にいたメンバーの中に、なんとなく自然に「やろうか・・・」そんな雰囲気が流れ、これが、フォーラムとの出会いでした。

今、身近な子どもたちの状況は? 子どもに関わる大切な事が、大人の思いや都合で決められ合意もないまま動いている現状がみえてきます。「子どもの権利条約」に出会う事で子どもの現状に目を向け、語り合い「子ども観」の育ち合いの場を作りたいと思います。

そして、フォーラムを通し子ども同士が考え、自分自身の力で動き出すきっかけになり、子どもと大人の関係がゆっくりと動き出し、緩やかに輪を広げながら、地域発「ながの版フォーラム」になることを願っています。

~ 《今後の日程》 ~ ~ ~

「子どもの権利条約フォーラム2007 in ながの」開催

日程 11月17・18日 会場 長野県 諏訪市文化センター

4月27日(金)19:00~

・プレイベント「地域からの子ども権利実現」-子どもの権利条約フォーラム作りー

講師 喜多明人氏

「子どもと大人の関係づくり」 講師 赤池悦子氏

・実行委員会立ち上げ

5月20日(日)

・「子どもの権利条約」学習会

大 人 講師 荒牧重人氏

・子ども実行委員会立ち上げ

子ども ファシリテーター 林大介氏

子どもの種制条約ネットワーク 5月イベント

しつけ? それとも体罰?

―問われる子どもとの向き合い方―

「痛い思いをしないと、どうせ言ってもわからない」「厳しくしつけているだけ」「ついつい手が先にでてしまう」「とっさのときにパチンと叩いてしまった」 子どもの権利条約ネットワーク5月イベントでは、どこまでがしつけで、どこからが体罰なのか、わかっているようで曖昧な「体罰」について考えてみます。

子どもとの向き合い方に悩んでいるママさん・パパさん、教育・保育関係者のみなさん、くらしの中でわきあがって くる疑問や避けられないジレンマを、子どもの権利をキーワードにじっくり捉えなおしてみませんか。

日 時:2007年5月13日(日)13:30-16:00

場 所:早稲田大学文学部正門前校舎第1会議室

第1部 講 演「体罰禁止の国際的動向と日本」

講 師:平 野 裕 二 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員、ARC代表)

第2部 グループワーク

解答者:喜多明人(子どもの権利条約ネットワーク代表、早稲田大学教授)

荒 牧 重 人(同副代表、山梨学院大学法科大学院教授)

平野裕二(子どもの権利条約ネットワーク運営委員、ARC代表)

<編集後記>

今回の特集のキーワードは、子どもの居場所です。この言葉がいわれてから20年余り。この言葉は、「不登校」問題を抜きには語れません。友人の奥地圭子さんが、わが子の不登校をきっかけとして、教員を辞めて東京シューレを創立したのは1985年でした。それから20年余り、本誌に特別寄稿をお願いしたとおり、歴史的にも初めて学校法人東京シューレ学園葛飾中学校という"フリースクール中学校"が誕生しました。特区で不登校の子どもを集めた学校はほかにもありますが、公教育に学校以外の選択肢として本格的なフリースクールを参入させたことは画期的です。問題は山積していますが、旧来の学校では満たされなかった子どもたちの思いが膨らんで、子ども支援型、子ども参加型の「新しい居場所づくり」として発展していくことに注目しておきたいと思います。(A・K)

「体罰も必要だと思う。先生がバシッと向き合ってくれてるって感じ。」ある女子高校生の意見。「私は叩かれるのは嫌だなぁ」と応えながら、子ども側に体罰を肯定するような意見もあることを、どう受け止めればいいのだろうと少し戸惑いました。でも、彼女は「もっと真正面で向き合って」ほしいのであって、その「あかし」の意味での「体罰」であることが理解できました。子どもと真正面に向き合う、おとなのコミュニケーションスキルの向上を、子どもたちは、体罰よりも必要としているのでは?(N・K)

「子どもの権利条約」No.87 2007年4月15日発行

★発 行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the

Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印 刷 (株)第一プリント